

柴田学園大学学則

第1章 総 則

- 第 1 条 本学は、家政学に関する高度の学術技芸を教授研究し、国民文化の向上と社会開発に寄与する専門的教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い民主的な文化国家及び社会の有為な形成者となるべき指導的人材を育成することを目的とする。
- 2 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。
- 第 2 条 本学は、柴田学園大学と称する。
- 第 3 条 本学の位置を、青森県弘前市大字清原1丁目1番地16におく。

第2章 学部学科の組織

- 第 4 条 本学に生活創生学部をおく。
- 2 生活創生学部は、健康栄養学科、こども発達学科をもって構成する。
- 3 健康栄養学科は、人間の生涯にわたる健康生活に必要な幅広い専門的知識・方法等を中心課題として、家族・家庭、福祉、衣食住等に関わる事項を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある管理栄養士、栄養教諭、家庭科教員をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。
- 4 こども発達学科は、子どもの豊かな発達と人間形成に必要な幅広い専門的知識・方法等を教授研究し、高い知性と豊かな情操をそなえた実践力のある幼稚園・小学校教諭及び保育士の養成をはじめ、社会各般の分野で貢献できる人材を育成する。

第3章 修業年限および収容定員

- 第 5 条 本学の修業年限は4年とする。
- 第 6 条 本学の収容定員は次のとおりとする。
- | | | | | | |
|--------|---------|------|-----|------|------|
| 生活創生学部 | 健康栄養学科 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | こども発達学科 | 入学定員 | 60名 | 収容定員 | 240名 |

第4章 学年、学期および休業日

- 第 7 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
学年を原則として次の2期に分ける。
- 前期 4月1日より9月30日まで
- 後期 10月1日より翌年3月31日まで
- 第 8 条 休業日は原則として次のとおりとする。ただし、休業日でも必要がある場合は授業その他を行うことがある。
- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 創立記念日 5月14日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
- 春季・夏季・冬季休業の期間は当該年次の学事予定に定める。

第5章 教育課程および履修方法等

- 第 9 条 本学において開設する授業科目およびその必修、選択並びに年次別単位数は別表のとおりとする。
- 第 10 条 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学や短期大学等の教育施設において行った

学修を、本学における授業科目の履修とみなして、単位を認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を、本学に入学した後の授業科目履修の単位とみなして、前項とあわせて60単位まで認定することができる。

第 11 条 学生は次の区分によって授業科目を履修し、健康栄養学科においては合計128単位以上、こども発達学科においては合計124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養科目については、人文・社会、自然および基礎技術の3分野にわたり20単位以上。
 - (2) 外国語科目については、英語4単位を含む6単位。
 - (3) 保健体育については、2単位。
 - (4) 専門教育科目については、健康栄養学科においては必修科目を含めて計100単位以上、こども発達学科においては必修科目を含めて計96単位以上。
- 2 学生は教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、次の種類につき教育職員免許状を取得できる。

学 科 名	取得できる免許状の種類	免 許 教 科
健 康 栄 養 学 科	栄養教諭一種免許状	家庭 家庭
	中学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	
こども発達学科	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

- 3 学生は栄養士法および管理栄養士学校指定規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。
- 4 前項の履修については、柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- 5 学生は栄養士法および同法施行規則に定める単位を修得した場合は、栄養士法に定める栄養士の免許証を取得することができる。
- 6 前項の履修については、柴田学園大学栄養士養成課程履修規程に定めるところによる。
- 7 学生は食品衛生法施行規則に定める科目を修得した場合は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得することができる。
- 8 前項の履修については、柴田学園大学食品衛生管理者及び食品衛生監視員履修規程に定めるところによる。
- 9 学生は児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法について定めた厚生労働省告示に基づき、所定の修業教科目及び単位を修得した場合は、児童福祉法に定める保育士の資格を取得できる。
- 10 前項の履修については、柴田学園大学保育士養成課程履修規程に定めるところによる。

第 12 条 履修科目の評価については次のとおり定める。

- (1) 履修科目の評価はその科目の担当教員が学習態度と試験、論文、提出物等によって行う。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績により評価することがある。
 - (2) 履修科目の評価は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。合格者にはその科目所定の単位を与える。
 - (3) 授業時数の3分の2以上出席したものでなければ履修科目の評価をうけることができない。
 - (4) 授業料その他の納付金の未納者は履修科目の評価をうけることができない。
 - (5) 病気その他やむを得ない事情により所定の試験をうけることができなかつた者、または所定の試験で不合格になった者に対しては、教授会の議を経てそれぞれ追試験または再試験をおこなうことがある。
- 2 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行

う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (4) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第6章 卒業の認定および学士の学位

- 第13条 本学に4年以上在学し、第11条第1項に規定する健康栄養学科においては128単位以上、こども発達学科においては124単位以上の単位を取得した者に卒業を認定する。
- 2 卒業の認定については、学長は教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して次に定める学位を授与する。
健康栄養学科 学士（健康栄養学）
こども発達学科 学士（こども発達学）
 - 3 教授会の議を経て翌年度の9月末まで卒業の認定を延期することがある。

第7章 入学、編入学、転入学、休学、退学、復学、転学および除籍

- 第14条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (8) 学校教育法第56条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学が大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (9) 本学が実施する個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- 第15条 入学を志望する者に対しては入学試験を行う。
入学試験については別に定める。
- 第16条 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、前条の規定にかかわらず選考の上、再入学を許可することがある。
- 第17条 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所等の卒業生で、本学に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
- 2 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。
 - 3 前2項によって、編入学または転入学を許可された者の既修単位の取り扱いおよび在学期間の通算については、教授会の認定による。
 - 4 編入学または転入学については、定員に欠員が生じた場合のみとする。
- 第18条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。但し、再入学および編入学の場合はこの限りでない。
- 2 入学を許可された者は所定の期日までに連帯保証人連署の誓約書および戸籍抄本を添え、本学所定の入学手続きをしなければならない。
- 第19条 連帯保証人はその学生の在学中、本人にかかる一切につき連帯の責任を負わなければならない。
- 第20条 学生が疾病その他やむを得ない事由により満3ヶ月以上欠席しようとするときは、連帯保証人連署のうえ

学長に願い出て許可を得て休学することができる。休学は引き続き1年を越えることができない。
ただし、休学期間は当該年度限りとする。

2 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

第21条 休学期間は在学年数に通算しない。

第22条 退学または復学を希望する者は、連帯保証人連署の上願い出て許可をうけなければならない。

第23条 転学科を希望する者は、2年次修了までに転学科願いを提出することができる。ただし、教養科目、外国語科目および保健体育科目について第11条に規定する単位の全部または大部分を修得したものに限る。

2 転学科を願い出た者に対しては、教授会の議を経て許可をすることがある。

3 転学科については、定員に欠員が生じた場合のみとする。

第24条 他の大学に転学を志望する者がいるときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

第25条 正当な理由によらないで授業料その他の納付金を滞納した者は、除籍されることがある。

第26条 本学の学生は事情の如何を問わず8年以上在学することはできない。

第8章 入学検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

第27条 入学を志望する者は、入学検定料として金30,000円を入学願書に添えて納入するものとする。
ただし、大学入学共通テスト利用選抜試験のみを利用する場合は、金15,000円とする。

第28条 入学試験に合格し、入学しようとする者は入学金として金200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

第29条 授業料は年額700,000円とし、これを前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第30条 両学科の教育充実費は年額300,000円、健康栄養学科は管理栄養士実験実習費を年額100,000円納入するものとし、授業料納付の際に納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、月納を認める。

第31条 休学の場合は在籍料を所定の期日までに納入しなければならない。
在籍料は半期3万円、年間6万円とする。

第32条 すでに納めた入学検定料、授業料およびその他の納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

第33条 在学中において授業料およびその他の納付金に変更があったときは、新たに定められた金額にもとづいて納入しなければならない。

第9章 教員組織

第34条 本学には、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員をおき、定員は別に定める。

第35条 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手および事務職員の職務は次のとおり定める。

(1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(6) 助手は、所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(7) 副手は、助手に準ずる職務に従事する。

(8) 事務職員は、学長の命を承けて事務に従事する。

第10章 教授会

第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会をおく。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
但し、必要に応じてその他の職員を加えることができる。

第37条 教授会は学長がこれを召集し、その議長となる。

第38条 教授会の成立は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。

第 39 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績書の審査等に関する事項
- (6) その他学長が必要と認める事項及び学長から諮問のあった事項

第 11 章 教授等の資格および任免、名誉教授

第 40 条 本学の教授、准教授の資格、任免、待遇については、別に定めるところによる。ただし、教授、准教授等本学職員の任免は、学校法人理事長がこれに当たる。

第 41 条 本学の教授であった者に対し、別に定める規定により、名誉教授の称号が授与されることがある。

第 12 章 図書館その他の附属施設

第 42 条 本学に附属図書館を設け、本学教職員および学生の研究に資する。図書館規定は別に定める。

第 43 条 削除（平成 22 年 4 月 1 日）

第 13 章 科目等履修生、委託生、外国人学生

第 44 条 本学の開設する授業科目の一部を履修する者を科目等履修生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の認定については第 12 条の規定を準用する。

第 45 条 公共機関から大学において学修することを委託された者を委託生とし、教授会の議を経て入学を許可することがある。

第 46 条 外国人の入学志願者は当該外国公館の証明を有し、学修に堪える見込のある者は教授会の議を経て外国人学生として入学を許可することがある。

第 47 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は定員外とし、正規課程の学生の学習に妨げにならない限り、入学を許可する。

第 48 条 科目等履修生については、本章に規定するものの外、別に定めるところによる。委託生、外国人学生については本章に規定するものの外、第 6 章を除き本学学生に関する諸規定を準用する。

第 49 条 科目等履修生、委託生、外国人学生は正規の課程の学生と同じく学則を守らなければならない。

第 14 章 公開講座、講習会

第 50 条 生活創生に関する学術技芸の普及と成人教育の充実および現職教育のため、本学に公開講座、講習会その他の機関を設けることができる。

公開講座、講習会等に関する細則は別に定める。

第 15 章 寮および厚生保健施設

第 51 条 本学は学生のため寮を設ける。

第 52 条 寮則・寮細則は別に定める。

第 53 条 本学学生の生活の福利と修学目的達成を図るため、厚生施設を設ける。

第 54 条 厚生施設に関する規定は別に定める。

第 55 条 本学学生の健康増進のため運動場、体育館、学生相談室、保健室等の施設をなし、学校医、保健主任等を置く。

第 16 章 褒賞、奨学、懲戒規程

第 56 条 本学の学生にして性行善良、身体強健、学術優秀で他の模範となる者は、教授会の議を経て学長これを褒

賞する。

第 57 条 学資支弁困難にして性行善良、身体強健、学術優秀なる学生は、柴田学園奨学規程の適用を受けることができる。

第 58 条 本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込のない者に対しては、教授会の議を経て学長これを懲戒する。

懲戒は訓告、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。(児童学科設置)

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

家政学部児童学科 入学定員 80人 総定員 320人

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成3年度から平成7年度までは入学定員 120人 総定員 480人

平成8年度から平成11年度までは入学定員 100人 総定員 400人

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次のとおりとする。

平成8年度から平成11年度までは入学定員 120人 収容定員 480人

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第6条の規定にかかわらず、家政学部児童学科の入学定員は次の通りとする。

平成12年度は 入学定員 114人 収容定員 474人

平成13年度は 入学定員 108人 収容定員 462人

平成14年度は 入学定員 102人 収容定員 444人

平成15年度は 入学定員 96人 収容定員 420人

平成16年度は 入学定員 90人 収容定員 396人

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年12月9日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和 4年 4月1日から施行する。

〔別表〕柴田学園大学教育課程表

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考	
		必修	選択	1年	2年	3年	4年		
生活創生学部 健康栄養学科	教養科目	10	10					卒業に必要な最低修得単位数 ○印は教職課程必修	
	【人文・社会分野】								
	倫理学		2	2					
	国文学		2	2					
	○日本国憲法		2	2					
	法学		2	2					
	経済学		2	2					
	歴史学		2	2					
	社会学		2	2					
	心理学		2	2					
	地域活性化論A		2	2					
	地域活性化論B		2	2					
	学園と地域を知る	2		2					
	【自然分野】								
	有機化学	2		2					
	化学	2		2					
	物理学		2	2					
	生命科学		2	2					
	数学		2	2					
	統計学		2	2					
	自然科学概論		2			2			
	【基礎技術分野】								
	論作文技術Ⅰ	1							
	論作文技術Ⅱ	1							
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1					
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1					
	プレゼンテーション論		2			2			
	外国語科目	4	2						卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英語AⅠ	1		1					
	英語AⅡ	1		1					
	○英語BⅠ	1		1			外国語コミュニケーション		
	○英語BⅡ	1		1			外国語コミュニケーション		
	時事英語Ⅰ		1			1			
	時事英語Ⅱ		1			1			
ドイツ語Ⅰ		1			1				
ドイツ語Ⅱ		1			1				
フランス語Ⅰ		1			1				
フランス語Ⅱ		1			1				
保健体育科目	2						卒業に必要な最低修得単位数		
○体育Ⅰ	1		1						
○体育Ⅱ	1		1						

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	専門教育科目	62	38					卒業に必要な最低修得単位数
	卒業論文	8					8	
	地域健康支援論		2	2				管理栄養士課程必修科目
	社会福祉論	2		2				
	健康衛生学	2		2				
	地域健康支援実習		1		1			管理栄養士課程必修科目
	健康科学実習		1		1			管理栄養士課程必修科目
	解剖生理学	2			2			
	病態別生理学		2		2			管理栄養士課程必修科目
	生化学	2		2				
	栄養生化学	2		2				
	栄養生理学	2			2			
	基礎免疫学		2		2			管理栄養士課程必修科目
	微生物学	2				2		
	解剖生理学実験	1				1		
	生化学実験	1			1			
	栄養生化学実験		1		1			管理栄養士課程必修科目
	栄養生理学実験		1		1			管理栄養士課程必修科目
	食品学	2			2			
	食品健康科学	2		2				
	食品科学	2				2		
	調理学	2		2				
	食品科学実験	1				1		
	食品学実験	1			1			
	基礎調理学実習	1		1				
	調理学実習	1			1			
	基礎栄養学	2		2				
	基礎栄養学実験	1			1			
	応用栄養学	2		2				
	世代別栄養学	2			2			
	スポーツ・運動栄養学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	応用栄養学実習	1			1			
	栄養教育論	2			2			
	食行動論		2			2		管理栄養士課程必修科目
	健康教育論	2		2				
	栄養教育論実習	1				1		
	臨床栄養学	2			2			
	実践介護食事論		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養管理学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養生化学		2			2		管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学実習	1				1		
臨床科学実験		1			1		管理栄養士課程必修科目	
臨床福祉栄養学実習	1				1			
公衆栄養学	2			2				
地域健康栄養学		2			2		管理栄養士課程必修科目	
公衆栄養学実習	1				1			
給食経営管理論	2			2				

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	給食経営実践論	2			2			
	給食経営管理実習	1				1		
	栄養管理総合演習		1			1		管理栄養士課程必修科目
	臨地実習総合演習		1				1	管理栄養士課程必修科目
	給食経営管理臨地実習	1					1	
	公衆栄養学臨地実習		1				1	管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学臨地実習Ⅰ		1				1	管理栄養士課程必修科目
	臨床栄養学臨地実習Ⅱ		1				1	管理栄養士課程必修科目
	家政学原論	2		2				
	家庭管理学概論	2					2	
	□トレーニング科学	2		2				□印から6単位以上選択
	□食の心理学	2		2				
	□おいしさの科学	2		2				
	□食品機能学	2		2				
	□健康情報学	2				2		
	健康・食生活論	2				2		
	学校栄養教育論	2					2	
	□家庭経営学Ⅰ	2		2				
	◇家庭経営学Ⅱ	2				2		◇印から4単位以上選択
	◇被服学	2		2				
	◇被服立体構成実習	1					1	洋裁
	被服平面構成実習	1					1	
	被服材料学	2				2		
	被服学実験	1					1	
	アパレルCAD実習	1				1		
	◇住居学	2		2				製図を含む
	◇保育学Ⅰ	2				2		
	◇家庭看護	2		2				救急処置を含む
	保育学Ⅱ	2				2		
	家庭電気・機械	2					2	
	□データ解析演習	2				2		
	教職に関する科目							卒業単位に算入されない
	家庭科教育法Ⅰ	2				2		
	家庭科教育法Ⅱ	2				2		
	家庭科教育法Ⅲ	2					2	
	家庭科教育法Ⅳ	2					2	
教育原理	2				2			
教職の理解	2				2			
教育行政	2					2		
教育心理学	2				2			
特別支援教育論	2					2		
教育課程論	2				2			
道徳教育の指導法	2				2			
総合的な学習の時間の指導法	2					2		
特別活動の指導法	2					2		
教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む。)	2				2			

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 健康栄養学科	生徒・進路指導		2			2		高等学校教職課程履修者は選択必修 高等学校教職課程履修者は選択必修
	教育相談		2			2		
	事前事後指導		1			1		
	教育実習Ⅰ		4				4	
	教育実習Ⅱ		2				2	
	教職実践演習		2				2	
	栄養教育実習(事前事後指導を 含む。)		2				2	
	教職実践演習(栄養教諭)		2				2	

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	教養科目	6	14					卒業に必要な最低修得単位数
	【人文・社会分野】							
	倫理学		2	2				
	国文学		2	2				
	○日本国憲法		2	2				○印は教職課程必修
	法 学		2	2				
	経 済 学		2	2				
	歴 史 学		2	2				
	社 会 学		2	2				
	心 理 学		2	2				
	地域活性化論A		2	2				
	地域活性化論B		2	2				
	学園と地域を知る	2		2				
	【自然分野】							
	有機化学		2	2				
	化 学		2	2				
	物 理 学		2	2				
	生命科学		2	2				
	数 学		2	2				
	統 計 学		2	2				
	自然科学概論		2			2		
	【基礎技術分野】							
	論作文技術Ⅰ	1		1				
	論作文技術Ⅱ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅰ	1		1				
	○情報機器の操作Ⅱ	1		1				
	プレゼンテーション論		2			2		
	外国語科目		4	2				
	英 語AⅠ	1		1				卒業に必要な最低修得単位数(英語4単位を含む6単位)
	英 語AⅡ	1		1				
	○英 語BⅠ	1		1				外国語コミュニケーション
	○英 語BⅡ	1		1				外国語コミュニケーション
	時事英語Ⅰ		1		1			
	時事英語Ⅱ		1		1			
	ドイツ語Ⅰ		1		1			
	ドイツ語Ⅱ		1		1			
	フランス語Ⅰ		1		1			
	フランス語Ⅱ		1		1			
	保健体育科目		2					
	○体 育Ⅰ	1		1				卒業に必要な最低修得単位数
	○体 育Ⅱ	1		1				
	専門教育科目		24	72				
	専門に関する科目							卒業に必要な最低修得単位
	家政学原論	2		2				
	教育原理	2		2				
	教育心理学	2		2				
	教育課程論	2				2		
保育原理	2		2					
保育の心理学	2		2					
ピアノ基礎Ⅰ	1		1					
ピアノ基礎Ⅱ	1		1					
声楽Ⅰ	1				1			
声楽Ⅱ	1				1			
被服の基礎実習	1		1					
調理の基礎実習	1		1					
基礎ゼミⅠ	1		1					
基礎ゼミⅡ	1		1					

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考		
		必修	選択	1年	2年	3年	4年			
生活創生学部 こども発達学科	卒業研究Ⅰ	1				1		家庭管理学、被服学、食物学から2単 位以上選択		
	卒業研究Ⅱ	1				1				
	卒業研究Ⅲ	1					1			
	卒業研究Ⅳ	1					1			
	家庭管理学		2		2					
	被服学		2		2					
	食物学		2		2					
	ICTの基礎		1			1				
	ICT活用法		1			1				
	児童文学		2		2					
	児童文化論		2				2			
	教育社会学		2						2	
	教育法規論		2						2	
	教育史		2						2	
	児童心理学研究法		2				2			
	人権教育論		2						2	
	教育方法演習A		2						2	
	教育方法演習B		2						2	
	教育方法演習C		2						2	
	教育方法演習D		2						2	
	教科に関する科目									
	国 語									
	国 語Ⅰ		1			1				
	国 語Ⅱ		1			1				
	社 会									
	社 会		1			1				
	算 数									
	算 数		1				1			
	理 科									
	理 科		1				1			
	生 活									
	生 活		1		1					
	音 楽									
	音 楽Ⅰ		1		1					
	音 楽Ⅱ		1		1					
	図画工作									
図画工作A		1			1					
図画工作B		1			1					
家 庭										
家 庭		1			1					
体 育										
小学体育A		1			1					
小学体育B		1			1					
外 国 語										
小学英語		1				1				
各教科の指導法に関する科目										
国語科教育法		2				2				
社会科教育法		2				2				
算数科教育法		2				2				
理科教育法		2				2				
生活科教育法		2				2				
音楽科教育法		2				2				
図画工作科教育法		2				2				
家庭科教育法Ⅰ		2				2				
体育科教育法		2				2				
外国語(英語)教育法		2				2				

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	領域に関する科目							
	子どもの健康と安全		1		1			
	子どもの保健		2		2			
	子どもの人間関係		1	1				
	子どもの環境		1		1			
	子どもの言葉		1		1			
	子どもの表現		1		1			
	ピアノ表現Ⅰ		1		1			
	ピアノ表現Ⅱ		1		1			
	造形表現A		1		1			
	造形表現B		1		1			
	子どもの運動あそびⅠ		1		1			
	子どもの運動あそびⅡ		1		1			
	子どもの食と栄養		2				2	
	子育て支援		1				1	
	保育内容の指導法に関する科目							
	保育内容総論		2		2			
	健康の指導法		2				2	
	人間関係の指導法		2		2			
	環境の指導法		2				2	
	言葉の指導法		2		2			
	表現の指導法AⅠ		1				1	
	表現の指導法AⅡ		1				1	
	表現の指導法BⅠ		1				1	
	表現の指導法BⅡ		1				1	
	教育の基礎的理解・実践等に関する科目							
	教職の理解		2	2				
	教育行政		2				2	
	特別支援教育論		2				2	
	道徳教育の指導法		2		2			
	総合的な学習の時間の指導法		2				2	
	特別活動の指導法		2				2	
	教育方法・技術(情報通信技術の活用を含む。)		2		2			
	生徒・進路指導		2					2
	子どもの理解と援助		2				2	
	教育相談		2				2	
	事前事後指導		1					1
	教育実習Ⅰ		4					4
	教職実践演習		2					2
	学校教育体験実習Ⅰ(小)		1					1
	学校教育体験実習Ⅱ(小)		1					1
	事前事後指導(幼)		1				1	
	教育実習(幼)		4				4	
	保育士に関する科目							
	子ども家庭福祉Ⅰ		2					2
	子ども家庭福祉Ⅱ		2					2
	社会福祉		2				2	
保育者論		2	2					
子ども家庭支援の心理学		2		2				
保育の計画と評価		2		2				
子ども家庭支援論		2					2	
乳児保育Ⅰ		2	2					
乳児保育Ⅱ		1		1				
障害児保育		2		2				
社会的養護Ⅰ		2		2				
社会的養護Ⅱ		1		1				

学部及び 学科名	授 業 科 目	単 位 数		年 次 別 単 位 数				備 考
		必修	選択	1年	2年	3年	4年	
生活創生学部 こども発達学科	保育実習指導Ⅰ		2		2			保育所実習 児童福祉施設等実習 保育所実習
	保育実習ⅠA		2		2			
	保育実習ⅠB		2		2			
	保育実習指導Ⅱ		1			1		
	保育実習Ⅱ		2			2		
	保育実践演習		2				2	

柴田学園大学 履修規程

第1条 本学学則に定める授業科目、履修方法および履修科目の評価に基づき本規程をつくる。

第2条 授業科目、その単位数、その配当学年等は、学則別表に基づいて作成された開講科目表に示してある。

第3条 卒業の認定をうけるためには、少なくとも次の表に定められた単位を修得しなければならない。

科目の区分	単 位 数	
	健康栄養学科	こども発達学科
教 養 科 目	20 単位	20 単位
外 国 語 科 目	6 単位	6 単位
保 健 体 育 科 目	2 単位	2 単位
専 門 教 育 科 目	100 単位	96 単位
計 (卒業単位)	128 単位	124 単位

第4条 教養科目、外国語科目および保健体育科目は、開講科目表によって履修し、少なくとも次の表に定められた単位を修得しなければならない。

教 養 科 目	人文・社会、自然分野および基礎技術分野から計 20 単位
外 国 語 科 目	英語 4 単位を含む 6 単位
保健体育科目	2 単位

第5条 専門教育科目は、開講科目表によって履修し、必修を含めて少なくとも健康栄養学科は 100 単位、こども発達学科は 96 単位を修得しなければならない。

2 卒業研究を行い、その成果を卒業論文として提出し、論文審査に合格しなければならない。卒業論文は専門教育科目として評価される。

3 卒業研究指導教員が必要と認めた場合には、専門教育科目の選択科目のうち、5 科目以内の指定された科目を選択必修科目として履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第6条 教育職員免許状の取得を希望する場合、健康栄養学科の学生とこども発達学科の学生は、それぞれ別に定められた履修方法（別紙開講科目表参照）によって、教科科目および教職科目の所定の単位を修得しなければならない。

第7条 管理栄養士国家試験受験資格を取得する場合は、柴田学園大学管理栄養士養成課程履修規程を参照の上履修し、所定の単位を修得しなければならない。修得した単位は専門教育科目の卒業単位および教育職員免許状取得のための教科科目の単位として兼用できる。

第8条 教育職員免許状、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、食品衛生管理者および食品衛生監視員、保育士の取得を希望する学生は、一定期間、協力学校または協力病院および協力施設において教育実習、臨地実習および保育実習をしなければならない。

2 教育実習、臨地実習および保育実習は、教授会の議を経て、履修資格の認定を受けた学生でなければならない。

第9条 第4年次学年末の判定会議までに第3条に規定する単位を修得できなかった学生は卒業を保留され、教育職員免許状、管理栄養士国家試験受験資格、栄養士、食品衛生管理者および食品衛生監視員、保育士の資格の取得に必要な科目の単位を修得していても、その申請を行うことができない。

第 10 条 学則第 12 条によって、すべての授業科目はその履修終了時において学習の評価を行う。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づいて、合理的配慮の必要な学生については、別に定める。

第 11 条 授業に欠席する場合は、欠課届を提出しなければならない。

柴田学園大学 履修内規

第 1 条 (履修科目) 学生は履修規程第 4 条から第 7 条までの各項にしたがい、それぞれの所属学科について規定された開講科目表によって履修するものとする。

第 2 条 (履修の手続きと履修登録の上限 (CAP 制)) 学生は授業科目の開講学期の初めの指定期日までに、履修登録票を学務課に提出して承認をうけなければならない。ただし願い出により、履修開始の学期変更を認めることがある。

- 2 学年の途中から開講する授業科目については、前項の手続きに準ずるものとする。
- 3 指定期間以後の履修科目の追加または変更は、特別の場合を除き認められない。
- 4 健康栄養学科の 2 年次以降の学生を対象に履修した全教科の累積平均点に基準を設け、その基準点以上の者は CAP 制の上限を超えて履修することができる。なお、この基準点は管理栄養士課程委員会や教職課程委員会等の実習認定要件を参考に別に定める。

	1 年間で履修できる単位数の上限
1 年次	64 単位
2 年次	44 単位
3 年次	40 単位
4 年次	15 単位

※CAP 制の対象外科目

学外共通授業、教育実習、管理栄養士養成課程臨地実習、教職実践演習、卒業研究、再履修科目、長期休業中(夏季・冬季休暇)に実施される集中講義等

- 5 こども発達学科の 2 年次以降の学生で、履修した全教科の累積平均点が 75 点以上の者は、CAP 制の上限を超えて履修することができる。

	1 年間で履修できる単位数の上限
1 年次	64 単位
2 年次	56 単位
3 年次	40 単位
4 年次	40 単位

※CAP 制の対象外科目

学外共通授業、基礎技術科目、教育実習、学校教育体験実習 I・II、保育実習、教職実践演習、卒業研究、再履修科目、長期休業中(夏季・冬季休暇)に実施される集中講義等

第 3 条 (重複履修・再履修) 同一時間に行われる 2 科目以上の授業については、重複して履修手続きをすることができない。

- 2 同一授業科目を 2 回履修しても、重複した単位は与えない。
- 3 前条第 1 項の手続きを経なければ、授業に出席してもその科目の受験はできない。
- 4 不合格となった授業科目について、異なる学年または学期に再び受験するためには、改めて履修手続きをとり、かつ実際にその授業に出席しなければならない。

第 4 条 (教養科目および外国語科目の追加履修) 学生は履修規程第 4 条による教養科目および外国語科目の単位を履修した後さらに追加して履修することができる。ただし、それによる修得単位数は卒業単位に算入されない。

第 5 条 (上級年次配当科目の履修) 編入学生並びに教職課程、保育士課程、栄養士課程を履修しない学生は、許可を得た場合に限り、上級年次配当の科目を履修することができる。

- 第 6 条 (他学科の科目の履修) 学生は許可のあった場合に限り、所属していない学科について定められた専門教育科目の開講科目表によって履修することができる。ただし、それによる修得単位は卒業単位に算入されない。
- 第 7 条 (卒業論文) 学生は第 3 年次の初めに卒業研究の指導教員を定め、卒業研究の準備にとりかからなければならない。
- 2 第 4 年次の 7 月上旬までに卒業論文の題目を届け出て、指定期日までに論文を提出しなければならない。
 - 3 教授会によって翌年度の 9 月末の卒業予定を認められているものは、前項の期日関係をそれぞれ 6 ヶ月間延期できる。
- 第 8 条 (欠課届・欠席届・公欠届) 学生は病気その他やむを得ない事由により授業に欠席する場合は、履修規程第 11 条により欠課届を提出しなければならない。
- 2 病気欠席が 1 週間以上にわたる場合は、欠席届に医師の診断書を添付するものとする。
 - 3 忌引の場合については、次の日数以内で公欠届を提出するものとする。なお、忌引の日数は、死亡日もしくは葬儀の日を含む次のとおりとする。
- | | | | |
|------------|---------|--------|--------|
| 配偶者 | 連続 10 日 | 父母および子 | 連続 7 日 |
| 祖父母および兄弟姉妹 | 連続 3 日 | 伯叔父母 | 1 日 |
- 第 9 条 (納付金の滞納) 授業料その他の納付金を納付しないものは、所定の試験を受けることができない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、試験日の 3 日前までに、保証人連署のうえ学長宛に願い出て許可を得れば受験できる。
- 第 10 条 (追試験・再試験の願い出) 学則第 12 条により追試験または再試験を受けようとする学生は、それぞれ所定の願書を学長に提出しなければならない。
- 2 再試験を受けるものは、1 科目につき再試験料 1000 円を会計に納入しなければならない。
- 第 11 条 (追試験・再試験の期日) 前期の追試験または再試験は、前期試験終了後適当な日時に、後期の追試験または再試験は、後期試験終了後の翌日から 4 月 5 日までの期間に行う。
- 第 12 条 (追試験・再試験の欠席) 正当な理由なく追試験または再試験に欠席した場合は、再出願を認めない。
- 第 13 条 (試験時の不正行為) 定期試験、追試験、再試験を問わず、試験に際し不正行為のあった学生は、その答案を没収無効とされ、その試験期間の以後の試験を受けることができない。
- 2 不正行為のあった学生は、学則第 58 条による処分を受けることがある。
- 第 14 条 (処分を受けたものの受験) 学則第 12 条第 1 項第 3 号によって、受験停止の処分を受けたものが、当該科目の単位を修得したいと希望する場合は、改めて聴講し、所定に従って試験を受けなければならない。
- 2 本内規第 13 条第 1 項による処分を受けたものが、当該科目および受験停止となった科目の単位修得を希望する場合は、前項に従うことを原則とする。しかし、願い出て許可を得た場合に限り、再試験扱いによって受験することができる。
- 第 15 条 (単位の分割・評価の分割) 開講科目表の単位数の欄に単位が分割表示されている授業科目については各学期末に成績を評価し、所定の単位を認定する。
- 2 前項以外の授業科目のうち、開講科目表の年次及び学期別単位数の欄に単位が分割表示されているものについては分割して成績を評価する。前期または後期のいずれかの評価が不可の場合は、当該学期のみ履修し、その評価が可以上になったとき所定の単位を認定する。
 - 3 第 3 条 4 項に該当する再履修者については、総合して評価を行う授業科目であっても、時間割の編成上ひきつづいて履修できないときは、前項に準じて成績の評価・単位の認定を行う。

- 4 前2項の規程にかかわらず、編入生及び科目等履修生については、教授会の議を経て、単位を分割して認定することがある。
 - 5 専門教育科目中同一科目の単位が必修と選択とに分割されているものについては、選択に当たる講義の単位を必修に当たる講義の単位に代えることができない。
- 第16条 (単位の認定および成績の発表) 学則第12条により履修科目の評価に合格した学生には所定の単位を認定する。
- 2 成績は各学期ごとに次の評語を用いて発表する。秀(100~90)、優(89~80)、良(79~70)、可(69~60)、不可(59以下)。秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
 - 3 再試験の評価は合否を区別することと定める。
 - 4 留学等の対応として、GPA表記が必要になる場合、下記の表に定めた百点満点評価とGPの関係を基に、GPAを算出する。

評価	GP	百点満点の評価
秀	4	90-100
優	3	80-89
良	2	70-79
可	1	60-69
不可	0	0-59

ただし、GPAの定義式を

$$GPA = \frac{(1 \text{ 科目の単位数} \times GP) \text{の総和}}{\text{履修科目の総単位数}}$$

と定める。